

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条、第三条、第五条及び第七条並びに附則第六条から第十五条まで及び第十七条から第三十二条までの規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（第一号に掲げる俸給月額を受けていた職員にあっては、俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事院規則で定める。

一 一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額

二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（以下「任期付研究員法」という。）第六条第四項の規定による俸給月額

三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（以下「任期付職員法」という。）第七条第三項の規定による俸給月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

第三条 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

第四条 前二条の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第一条の規定による改正前の給与法若しくは一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二百十号。附則第十条において「平成十年改正法」という。）附則第十一項から第十三項まで、第四条の規定による改正前の任期付職員法又は第六条の規定による改正前の任期付職員法及びこ

れらに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならぬ。

（平成十七年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

第五条 平成十七年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の四第二項（同条第三項、第四条の規定による改正後の任期付研究員法第七条第二項又は第六条の規定による改正後の任期付職員法第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで、第十九条の八第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで若しくは第二十三条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項、国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第百十七号）第五条第一項又は法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（人事院規則で定める職員にあつては、第一号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当

等は、支給しない。

一 平成十七年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者（同年四月一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものを除く。）にあつては、その新たに職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事院規則で定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、単身赴任手当（給与法第十二条の二第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。）及び特勤勤務手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）附則第十四項及び第十五項に規定する暫定筑波研究学園都市移転手当の月額合計額に百分の〇・三六を乗じて得た額に、同年四月から施行日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の人事院規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事院規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に百分の〇・三六

を乗じて得た額

2 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事院規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の適用を受ける者その他の人事院規則で定める者との権衡を考慮して人事院規則で定める額」と、「第一号に掲げる額」とあるのは「第一号に掲げる額及び当該人事院規則で定める額の合計額」とする。

（特定の職務の級の切替え）

第六条 平成十八年四月一日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第一に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、人事院の定めるところにより、そのいずれかの職務の級

とする。

(号俸の切替え)

第七条 切替日の前日において給与法別表第一から別表第九までの俸給表の適用を受けていた職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、次項及び次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第二に定める号俸とする。

2 前条後段の規定により新級を決定される職員（次条に規定する職員を除く。）の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第三に定める号俸とする。

3 切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第四の新号俸欄に定める号俸とする。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

第八条 切替日の前日において次に掲げる俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は

、人事院規則で定める。

- 一 給与法別表第一から別表第九までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額
- 二 任期付研究員法第六条第四項の規定による俸給月額
- 三 任期付職員法第七条第三項の規定による俸給月額

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第九条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

第十条 附則第六条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、第二条の規定による改正前の給与法、第五条の規定による改正前の任期付研究員法、第七条の規定による改正前の任期付職員法又は附則第十七条の規定による改正前の平成十年改正法附則第十一項から第十三項まで及びこれらに基づく人事院規則の規定に従って定

められたものでなければならぬ。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(人事院規則で定める職員を除く。)には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があるときは、当該職員には、人事院規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十条第二項(給与法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第十九条の四第五項(給与法第十九条の七

第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十九条の八第五項の規定の適用については、給与法第十条第二項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九条の四第五項及び第十九条の八第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する次に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。

一 任期付研究員法第六条第五項

二 任期付職員法第七条第四項

（平成二十二年三月三十一日までの間における給与法の適用に関する特例）

第十三条 平成二十二年三月三十一日までの間における次の表の上欄に掲げる給与法の規定の適用について

は、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八条第六項	四号俸	三号俸
第八条第七項	四号俸	三号俸

第十一条の三	百分の十八	百分の十八を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第二項第一号		
第十一条の三	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第二項第二号		
第十一条の三	百分の十二	百分の十二を超えない範囲内で人事院規則で定める割合
第二項第三号		

第十一条の三	百分の十	百分の十を超えない範囲内で人事院規則で定める
第二項第四号		割合
第十一条の三	百分の六	百分の六を超えない範囲内で人事院規則で定める
第二項第五号		割合

第十一条の三	百分の三	百分の三を超えない範囲内で人事院規則で定める
第二項第六号		割合
第十一条の五	百分の十五	百分の十五を超えない範囲内で人事院規則で定める
		割合

(地域手当に関する経過措置)

第十四条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与法第十一条の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する給与法第十一条の六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄

に掲げる字句とする。

<p>第一項</p>	<p>第十一条の三第一項の人事院規則</p>			
<p>一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号。以下「平成十七年改正法」という。）第二条の規定による改正前の第十一条の三第一項の人事院規則</p>	<p>「調整手当支給官署</p>	<p>第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。）</p>	<p>調整手当の支給割合（平成十七年改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定める割合をいう。以下</p>	<p>第十一条の三第一項</p>
<p>第一項第一号</p>	<p>地域手当支給官署</p>	<p>第十一条の三第一項</p>	<p>調整手当の支給割合（同条第二項各号に定める割合をいう。以下</p>	<p>同条第一項</p>

第三項		
地域手当支給官署	調整手当支給官署	所在する官署又は同項の人事院規則で定める官署
地域手当の支給割合（同条第二項各号	調整手当の支給割合（平成十七年改正法第二条の規定による改正前の第十一条の三第二項各号	

同条第一項	第十一条の三第一項
-------	-----------

2

第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において第二条の規定による改正前の給与法第十一条の三若しくは第十一条の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する給与法第十一条の七の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	第十一条の三第一項の人事院規則	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正
-----	-----------------	------------------------

で定める地域若しくは官署若しくは
は第十一条の四の人事院規則で定
める空港の区域に在勤する

する法律（平成十七年法律第 号。以下「平
成十七年改正法」という。）第二条の規定による
改正前の第十一条の三第一項の人事院規則で定め
る地域若しくは官署に在勤する

その在勤する地域、官署若しくは 空港の区域	その在勤する地域若しくは官署
在勤していた地域、官署又は空港 の区域	在勤していた地域又は官署
在勤していた地域、官署若しくは 空港の区域	在勤していた地域若しくは官署
地域手当の支給割合（第十一条の 三第二項各号に定める割合又は第	調整手当の支給割合（平成十七年改正法第二条の 規定による改正前の第十一条の三第二項各号に定

	<p>十一條の四の人事院規則で定める割合をいい</p>	<p>める割合をいい</p>
第二項	<p>前條第一項</p>	<p>平成十七年改正法第二條の規定による改正前の前條第一項</p>

<p>移轉職員等</p>	<p>同項に規定する移轉職員等</p>
--------------	---------------------

(非常勤職員の給与に関する経過措置)

第十五条 第二條の規定による改正前の給与法第二十二條第一項に定める職員で、同項の規定により支給される手当の額が勤務一日につき三万五千三百円を超え三万七千八百円以下であるものに対する給与法第二十二條第一項の規定の適用については、当該職員が離職するまでの間は、同項中「三万五千三百円」とあるのは、「三万七千八百円」とする。

(人事院規則への委任)

第十六条 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則

で定める。

（一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第十一項を除き、」を削り、「附則第十四項」を「附則第十一項」に改める。

附則第七項中「附則第十一項を除き、」を削る。

附則中第十一項の前の見出し及び同項から第十三項までを削り、第十四項を第十一項とし、第十五項を第十二項とする。

（地方自治法等の一部改正）

第十八条 次に掲げる法律の規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項

二 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条

三 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第四条第二項

四 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第七条第三項

五 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第五項

六 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律第五条第一項

七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第五十九条第三項

八 日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第五十七条第三項

（地方自治法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 前条の規定による改正後の地方自治法（以下この項において「新地方自治法」という。）第二百

四条第二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、切替日の前日に前条の規定による改正前の地方自

治法第二百四条第二項の規定に基づく調整手当を支給する条例（以下この項において「調整手当条例」と

いう。）を施行している場合で、当該普通地方公共団体が切替日の直近において新たに設置されたことそ

の他のやむを得ない事情により切替日までに新地方自治法第二百四条第二項の規定に基づく地域手当を支

給する条例を制定することができないときは、切替日から起算して六月を経過する日までの間に限り、当該調整手当条例で定めるところにより、調整手当を支給することができる。

2 前項の場合における当該普通地方公共団体に係る次に掲げる法律の規定の適用については、第一号及び第二号に掲げる法律の規定中「地域手当」とあるのは「調整手当」と、第三号に掲げる法律の規定中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する地域手当、特勤勤務手当」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十九条第一項の規定により支給することができる調整手当又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する特勤勤務手当」と、「又は」とあるのは「若しくは」とする。

一 前条の規定による改正後の市町村立学校職員給与負担法第一条

二 附則第二十五条の規定による改正後のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）第五条の二第三項

三 附則第二十五条の規定による改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第三条第三項第一号

(平均給与額に関する経過措置)

第二十条 平成十八年六月三十日以前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償に関する附則第十八条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第四条第二項の規定の適用については、同項中「及び管理職員特別勤務手当」とあるのは、「管理職員特別勤務手当、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号。以下この項において「平成十七年給与法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第十一条の三から第十一条の七までの規定による調整手当及び平成十七年給与法等改正法第三条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成八年法律第百十二号）附則第十四項又は第十五項の規定による暫定筑波研究学園都市移転手当」とする。

(地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 平成十八年十二月三十一日以前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償に関する附則第十八条の規定による改正後の地方公務員災害補償法第二条第五項の規定の適用については、同項中「産業教育手当」とあるのは、「産業教育手当、調整手当」とする。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第二十二條 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項第二号口中「十一級」を「十級」に改める。

第三十二條第一号イ中「九級」を「七級」に改め、同号口中「八級」を「六級」に改め、同条第四号中「九級」を「七級」に改める。

第三十三條第一号イ及びロ中「九級」を「七級」に、「八級」を「六級」に改め、同条第三号中「九級」を「七級」に改める。

第三十四條第一項第一号イ中「九号俸」を「六号俸」に、「十号俸」を「七号俸」に改め、同号口中「九級」を「七級」に、「八級又は七級」を「六級又は五級」に改め、同号ハ中「八級」を「六級」に改め、同項第二号イ中「九級」を「七級」に、「八級又は七級」を「六級又は五級」に改め、同号ロ中「八級」を「六級」に改める。

第四十五條の二第一項ただし書中「八級又は七級」を「六級又は五級」に改める。

別表第一の一の表区分の欄中「九級」を「七級」に、「八級以下四級」を「六級以下三級」に、「三級」を「二級」に改め、同表の二の表区分の欄中「九級」を「七級」に、「八級以下六級」を「六級以下四級」に、「五級」を「三級」に改める。

別表第二の一の表区分の欄中「九級」を「七級」に、「八級以下四級」を「六級以下三級」に、「三級」を「二級」に改め、同表の二の表区分の欄中「九級」を「七級」に、「八級以下六級」を「六級以下四級」に、「五級」を「三級」に改め、同表の三の表区分の欄中「十一級」を「九級以上」に、「十級又は九級」を「八級又は七級」に、「八級」を「六級」に、「七級又は六級」を「五級又は四級」に、「五級又は四級」を「三級」に、「三級」を「二級」に、「二級以下」を「一級」に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十三条 前条の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（以下この条において「新旅費法」という。）の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。この場合において、切替日の前日において二級の職務にあつた者に対する新旅費法第十七条第一項第一号ハ及び第三十三条第一号イの規定の適用については、その者が新旅費法における一級

の職務にある間は、新旅費法第十七条第一項第一号ハ中「下級」とあるのは「中級」と、新旅費法第三十条第一号イ中「最下級」とあるのは「指定職の職務又は七級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級」とする。

(国家公務員退職手当法の一部改正)

第二十四条 国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「対する調整手当」を「対する地域手当」に改める。

第五条の二中「九号俸」を「六号俸」に改める。

(へき地教育振興法等の一部改正)

第二十五条 次に掲げる法律の規定中「調整手当」を「地域手当」に改める。

一 へき地教育振興法第五条の二第三項

二 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第三条第三項第一号

三 判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律(平成十六年法律第百二十一号)第十一条第四項

(判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 切替日以前に判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された者が切替日以後に退職した場合における前条の規定による改正後の判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十一条第四項の規定の適用については、同項中「俸給等の月額を」とあるのは、「俸給若しくは扶養手当又はこれらに対する調整手当の月額を」とする。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第二十七条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮する」を「号俸を調整する」に改める。

(国家公務員倫理法の一部改正)

第二十八条 国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号イ及びハ中「七級」を「五級」に改め、同号ニ中「七級」を「六級」に改め、同号

ホ中「七級」を「五級」に改め、同条第三項第一号の二及び第二号中「四号俸」を「六号俸」に改め、同条第四項第一号中「であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの」を削り、同項第一号の二

中「七号俸」を「六号俸」に改める。

(贈与等報告書の送付に関する経過措置)

第二十九条 切替日前に前条の規定による改正前の国家公務員倫理法第二条第三項第一号から第二号まで、

第四号及び第五号に掲げる職員であつた者であつて、前条の規定による改正後の国家公務員倫理法第二条

第三項第一号から第二号まで、第四号及び第五号に掲げる職員に該当しないものが提出した贈与等報告書

(切替日前に受けた利益又は支払を受けた報酬に係るものに限る。)に係る同法第六条第二項の規定の適

用については、なお従前の例による。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第三十条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)の一部を次のよ

うに改正する。

第十八条第一項中「、俸給月額及び昇給期間」を「及び号俸」に改める。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正)

第三十一条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部を次

のように改正する。

第十三条第二項ただし書中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第二十条第一項中「俸給月額及び昇給期間」を「及び号俸」に改める。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正)

第三十二条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号イ中「であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの」を削る。